

令和2年(1月～12月)に九州管内で発生したガス事故(ガス事業法関係)について、次のとおりお知らせします。

令和2年12月末現在
九州産業保安監督部

番号	事故発生日	事故発生場所	ガス事業区分	事故の種類 (被害の程度) 【段階別】	事故概要
1	1月20日	福岡県	小売	漏えい着火 (物損) 【消費】	外壁塗装工事が高層建物の外壁塗装工事に伴い、当該建物の窓や換気口と合わせてRF式瞬間湯沸器の排気筒トップ部を養生シートで覆い、その状態のまま需要家が当該RF式瞬間湯沸器を使用したことにより、正常な燃焼とならず未燃ガスが屋外に排出されないまま機器内部に滞留し、再着火時した際、スパークが滞留した未燃ガスに引火し異常燃焼し、フロントカバーの一部が変形した。 【原因:RF式瞬間湯沸器の引火物損】
2	2月15日	福岡県	一般導管	漏えい火災 (物損) 【供給】	一般集合住宅において自社(下請)で内管の取替工事中、誤ってガスが通っている廃止予定の灯外内管(白ガス管32mm)の立ち上がり部を電動工具で切断し、漏えいしたガスに着火し、建物外壁及び灯内内管の被覆等が焼損した。なお、作業者は、当日の工事予定に入っていなかったにも拘わらず、取替工事の支障になったため、ガスが通っていないと勘違いし、灯外内管を切断した。 【原因:灯外内管の誤切断】
3	2月25日	福岡県	小売	漏えい着火 (物損) 【消費】	需要家がFE式瞬間湯沸器を使用したところ異常着火し、当該FE式瞬間湯沸器の側面及びフロントカバーが変形した。メーカーが調査した結果、当該FE式瞬間湯沸器内部でのガス漏れは認められず、また、当該FE式瞬間湯沸器は通常の機器と異なり、繰り返し着火動作による機器内の未燃焼ガスの滞留が生じない構造となっている。原因の特定に至らなかったが、可燃性ガスが機器内部に滞留し、異常着火したものと推測される。【原因:FE式瞬間湯沸器の引火物損】
4	3月31日	福岡県	一般導管	漏えい着火 (軽傷1名) 【供給】	本支管入替工事(自社工事)に伴い、掘削構内の既設ガス管(白管:口径50mm)近傍をスコップにて掘削作業中に、既設ガス管より漏えいしたガスに着火し、協力会社作業員1名が火傷(軽傷)した。なお、掘削作業開始前、ガス検知器にて漏えいがないことを確認していた。 【原因:ガス管入替工事中の漏えい】
5	4月1日	宮崎県	小売(特定)	漏えい着火 (軽傷3名) 【供給】	一般住宅において下水工事に伴うコンクリートカッター作業中、工事業者が灯外内管を損傷した。通報を受けたガス事業者が現場に出動し、ガス事業者の立会のもと、工事業者が漏えいしたガスを止めようとコンクリート削り作業を行っていたところ、漏えいしたガスに着火し、工事業者2名及びガス事業者1名が火傷(軽傷)を負った。 【原因:他工事】
6	6月2日	福岡県	一般導管	供給支障 (34戸) 【供給】	一般集合住宅の敷地内(駐車場跡)において、他工事業者が新築工事のための地盤改良作業中、埋設された灯外内管(PE管50mm)を破損し、一般集合住宅5棟(34戸)が供給支障となった。 【原因:他工事】
7	6月17日	福岡県	一般導管	供給支障 (182戸) 【供給】	給水管の漏水に伴うサンドブラスト現象により、支管(ポリエチレン被覆鋼管口径80mm)の一部を損傷し、当該箇所から水道水が流入したことにより、需要家(182戸)が供給支障となった。 【原因:サンドブラスト】
8	7月6日	福岡県	一般導管	損壊事故 (物損) 【供給】	地下に設置している低圧ガバナ(2箇所)が水没により圧力が上昇(通常値2.3kPa→3.5kPa)したため、緊急措置として、現場にてバルブを閉止し、ガバナ(2箇所)が停止した。なお、他のガバナで圧力調整が可能であるため、供給支障にはならなかった。後日、ガバナの分解点検を実施し、復旧した。 【原因:地下ガバナの水没】
9	7月7日	福岡県	一般導管	供給支障 (57戸) 【供給】	一般業務用建物の灯外内管(ポリエチレン被覆鋼管口径80mm)のメカニカル継手部から水が流入し、灯外内管に水が滞留したことにより、需要家(57戸)が供給支障となった。 【原因:差し水】
10	7月8日	福岡県	一般導管	供給支障 (45戸) 【供給】	本支管(ポリエチレン被覆鋼管口径80mm)継手接合部から水が流入し、滞留したことにより、需要家(45戸)が供給支障となった。当該継手部に何らかの荷重等がかかり、継手接合部に隙間が発生し、ガス管内に水が流入したと思われる。 【原因:差し水】
11	7月21日	熊本県	一般導管	供給支障 (50戸) 【供給】	給水管の漏水に伴うサンドブラスト現象により、供給管(ポリエチレン管、口径20mm)の一部を損傷し、当該箇所から水道水が流入したことにより、需要家(50戸)が供給支障となった。 【原因:サンドブラスト】
12	7月28日	福岡県	一般導管	供給支障 (37戸) 【供給】	供給圧力が低下し、需要家(37戸)が供給支障となった。原因は、以前サンドブラストにより流入した水道水の残留水がガスの流れに沿って流動し、当該供給圧力低下エリア上流の支管(ポリエチレン管:口径75mm)に滞水したことによる。 【原因:差し水】
13	8月21日	熊本県	一般導管	供給支障 (111戸) 【供給】	整圧器の緊急遮断弁駆動装置が作動し、緊急遮断弁が閉止したことにより、供給圧力が低下し、需要家(111戸)が供給支障となった。整圧器はコンクリート上に設置され、埋設導管と絶縁されており、また落雷等(近傍に落雷)の痕跡はなく監視制御盤内から緊急遮断弁駆動装置への電気信号(緊急遮断弁駆動装置は電気信号で作動)の発信は認められなかったが、雷サージが緊急遮断弁駆動装置に印加され、緊急遮断弁が作動したものと推測される。 【原因:整圧器の緊急遮断弁の誤作動】
14	8月27日	福岡県	一般導管	公衆の避難 【供給】	消防からガス臭いとの通報があり、現場調査をした結果、歩道部にてガス漏れを検知したため、付近住民6名が避難した。原因は埋設中庄本支管(ダクタイル鋳鉄管:口径200mm)の腐食によるガス漏れであった。土質調査及びガス管の製品調査をしたが、腐食の要因は特定できなかった。なお、現場調査を行った際、管底部に地下水を確認しており、また地形的にも地下水が滞留しやすいことから地下水が腐食に影響していると推測される。 【原因:本支管の腐食】

番号	事故発生日	事故発生場所	ガス事業区分	事故の種類 (被害の程度) 【段階別】	事故概要
15	9月5日	宮崎県	小売(特定)	供給支障 (47戸) 【供給】	需要家より「ガスが出ない」との通報が入り調査した結果、当該地区の供給圧力が低下していることを確認した。当該需要家の周辺の道路から湧き水を発見したことから、差し水又はサンドブラストの可能性が高いことから、当該地区の需要家(47戸)について、特定製造所からの供給から仮設供給(20kg容器による戸別供給)に切り替えた。調査した結果、給水管の漏水により、供給管(被覆鋼管20A)の一部が損傷し、当該箇所から水道水が流入したことによる、サンドブラストと判明した。 【原因:サンドブラスト】
16	9月10日	大分県	一般導管	漏えい着火 (軽傷1名) 【供給】	埋設導管(本支管)に設置している放散管のコックを開け(水が溜まりやすい箇所のため)、差し水が溜まっていることを確認した。放散管を取り付けているバルブは常時閉止しており、バルブを開放すると下流側に水が流れ込み供給支障の恐れがあることから差し水が溜まっている放散管からバキューム車を使用して採水することにした。ガス事業者1名及び工事業者2名にて、放散管(40A)にゴムホース(10A)を挿入し、その隙間にウエスを差し込み(漏えい防止のため)、採水を開始したところ、ウエスを差し込んだ隙間からガスが漏えいし着火(バキューム車が着火源)、工事業者1名が火傷(軽傷)を負った。 【原因:ガス工作物の誤操作】
17	9月29日	福岡県	小売	漏えい着火 (物損) 【消費】	需要家がガス瞬間湯沸器を取り外すため、ガス栓(可とう管ガス栓)のつまみを閉にし、接続具を取り外そうとした際、ガス栓が閉止されていなかったため、ガスが漏えいした。その際、ガス瞬間湯沸器の点火ボタンに触れてしまい、ガスに引火し、台所照明カバーが変形した。需要家がガス栓のつまみを押さず、工具を使用して回転させようとしたため、つまみ部裏側の樹脂が変形し、つまみが空回りし、つまみは閉だが、ガス栓自体は開のままであった。 【原因:ガス栓の誤操作】
18	9月30日	鹿児島県	小売	漏えいによる凍傷 (重傷1名) 【製造】	LNG(液化天然ガス)ローリー出荷設備において、LNG積込終了後、出荷用ホースを取り外そうとした際、接続フランジ部よりLNGが漏えいし、作業員1名が凍傷(重傷)を負った。原因は、LNG出荷設備のバルブの閉め忘れによる。 【原因:ガス工作物の誤操作】
19	11月19日	鹿児島県	小売(特定)	漏えい爆発 (物損) 【供給】	需要家の敷地にある樹木の根により、灯外内管の継手及び下水管が損傷し、漏えいしたガスが下水管から歩道にある下水道(コンクリート製)に流れ込み、当該需要家から約470m離れた下水道のマンホール内において、滞留したガスが爆発し、マンホールの蓋が約10m離れた駐車場に飛んだ。なお、着火の原因については不明である。 【原因:灯外内管の損傷】
20	11月19日	鹿児島県	一般導管	交通の困難 【供給】	本支管100Aから供給管25A(被覆鋼管)への取出部(サービステー)のネジ山が折れたことにより、ガスが漏えいし、道路の交通規制が実施された。なお、当該漏えい箇所付近において、以前、工事業者が水道管工事を実施しており、漏えい箇所1に傷跡があることから、工事業者がバックホーで、ガス管を引っ掛けたと推測される。【原因:他工事】